

## 令和5年度における独立行政法人農林漁業信用基金の 中小企業者に関する契約の方針

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条第1項の規定に基づき、令和5年度における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

### 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

信用基金は、令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約102百万円、比率が22.4%になるよう努めるものとする。

#### 2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、新規中小企業者の契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として新規中小企業者の契約比率3%以上を目指すと定められている。

このことを踏まえ、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、3%以上を目指すものとする。

#### 3 推進体制の整備

推進本部を設置し、本部長を総括理事（総務担当）とし、本部員を総務経理部長及び総務課長とする。推進本部は、基本方針に定められた措置等を推進するための体制を整備する。また、必要に応じて、信用基金の調達担当者に対し、調達先となる中小企業・小規模事業者に関する情報提供を行うほか改善策を指示する。

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、各調達担当者は次の事項について取り組むこととする。

#### 1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提

供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、少額の随意契約により発注する場合、オープンカウンター方式により見積書を取得することが適当でないと認められる場合を除き、オープンカウンター方式により、見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募るものとする。

## 2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が入札等に余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公告期間を設けることに加え、必要に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

## 3 官公需に関する相談体制の整備

総務経理部総務課の職員を「官公需相談窓口」とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど必要な指導に努めるものとする。

## 4 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

#### 過去の実績を過度に求めない運用

一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際、オープンカウンター方式によらない場合には、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページ等を通

じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

#### 第4 第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関する必要な事項

##### 本方針の適用範囲

本方針は、全ての調達担当者に適用する。